

2025年2月28日

小売電気事業者：出光興産株式会社

お客様各位

(太陽光発電電力買取サービスご利用のお客様向け)

太陽光発電設備電力受給(買取)契約要綱改定のお知らせ

平素より、弊社の「太陽光発電設備からの発電電力買取サービス」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。この度、郵送サービス手数料変更等に伴い「太陽光発電設備電力受給(買取)契約要綱」(以下「契約要綱」といいます。)を一部改定することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後もお客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようお願いいたします。

記

1. 適用開始日

2025年4月1日～

2. 改定文書

・太陽光発電設備電力受給(買取)契約要綱

3. 改定内容

- ・買取料金のお知らせ(検針票)郵送サービスの手数料を150円から220円に改定しております。
 - ・その他、現状の料金支払/送金システムの運用にあわせて文書を一部改訂しております。
- ※契約要綱全文については、[こちら](#)から、新旧比較表については別紙をご確認ください。

4. 補足事項

・本要綱改定を反映し、「太陽光発電設備からの余剰電力買取サービスお申込みにあたってのご説明事項」の文書も変更いたします。詳細はidemitsuでんきホームページ([こちら](#))からご確認ください。

5. お問い合わせ先

出光興産「電気お客様センター」

0120-033-364(フリーダイヤル)

【受付時間】9:00-17:30(12月29日～1月3日を除く)

旧要綱	新要綱
<p>17 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) 当社がお客様に料金を支払う期日(以下「支払期日」といいます。)は, 特別の事情がない限り, 次のとおりとします。なお, 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は, 支払期日直後の日曜日または休日でない日まで延期にします。</p> <p>(イ)当社と電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として, 電気需給約款(低圧)に基づき算定された同一月の電気料金(以下「需給電気料金」)の支払期日と同一とします。ただし, 本要綱に基づく料金債務が需給電気料金を上回る場合, 上回った金額については, (ロ)によります。また, 特別の事情により, 本要綱に基づく料金の算定が同一月の需給電気料金の算定よりも遅れる場合についても, (ロ)によります。</p> <p>(ロ)(イ)以外の場合</p> <p>4月から9月までの料金は, 10月の末日とします。10月から翌年3月までの料金は, 翌年の4月の末日とします。なお, 受給契約を終了した場合は, 終了月の翌々月末日とします。</p>	<p>17 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1)当社がお客様に料金を支払う期日(以下「支払期日」といいます。)は, 特別の事情がない限り, 次のとおりとします。なお, 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は, 支払期日直前の日曜日または休日でない日を支払期日にします。</p> <p>(イ)当社と電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として, 電気需給約款(低圧)に基づき算定された同一月の電気料金(以下「需給電気料金」)の支払期日と同一とします。ただし, 本要綱に基づく料金債務が需給電気料金を上回る場合, 上回った金額については, (ロ)によります。また, 特別の事情により, 本要綱に基づく料金の算定が同一月の需給電気料金の算定よりも遅れる場合についても, (ロ)によります。</p> <p>(ロ)(イ)以外の場合</p> <p>4月から9月までの料金は, 10月の末日とします。10月から翌年3月までの料金は, 翌年の4月の末日とします。なお, 受給契約を終了した場合は, 終了月の翌々月末日とします。また, 計量器不具合等に起因する一般送配電事業者から当社への発電データ連携の遅れにより, 9月料金もしくは4月料金の確定が遅延した場合には, 支払期日を翌月末(11月末、5月末)まで延期します。</p>

旧要綱	新要綱
<p>18 料金の支払方法 (中略)</p> <p>(2)17(料金の支払義務および支払期日)(ロ)の場合</p> <p>お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の算定を行う月ごとに発行、当社は、毎月の料金から手数料(明細書一通あたり<u>税込150円</u>)を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、次回以降明細書の郵送を行わず、通知のみ行うこととします。</p>	<p>18 料金の支払方法 (中略)</p> <p>(2)17(料金の支払義務および支払期日)(ロ)の場合</p> <p>お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の算定を行う月ごとに発行、当社は、毎月の料金から手数料(明細書一通あたり<u>税込220円</u>)を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、次回以降明細書の郵送を行わず、通知のみ行うこととします。</p>